

平成20年第4回三笠市議会定例会

平成20年12月10日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 7番 儀 惣 淳 一 氏
 - 12番 熊 谷 進 氏
 - 3 会期の決定
 - 平成20年12月10日 10日間
 - 平成20年12月19日
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - 5 議 事
 - 6 散会宣告
-

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 例月出納検査報告について（監報第4号） |
| 日程第 6 | 報告第20号から報告第22号までについて |
| 日程第 7 | 報告第23号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 8 | 認定第1号から認定第8号までについて（委報第6号） |
| 日程第 9 | 議案第66号から議案第69号までについて |
| 日程第10 | 議案第70号 三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について |
| 日程第11 | 議案第71号から議案第76号までについて |
| 日程第12 | 「認定第8号 平成19年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する附帯決議 |
-

○出席議員（11名）

議 長 5番 高 橋 守 氏 副議長 1番 丸 山 修 一 氏

2番	岩崎龍子氏	3番	佐藤孝治氏
4番	齊藤且氏	6番	武田悌一氏
7番	儀惣淳一氏	9番	谷津邦夫氏
10番	藤浪成憲氏	11番	扇谷知巳氏
12番	熊谷進氏		

○欠席議員(1名)

8番 猿田重夫氏

○説明員

市長	小林和男氏	副市長	西城賢策氏
総務部長	森原裕氏	総務課長	星野直義氏
財務課長	右田敏氏	企画経済部長	松本哲宜氏
企画振興課長	須河恵介氏	農林課長	松浦基晴氏
商工観光課長	中村正法氏	環境福祉部長	澤上弘一氏
市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏	福祉事務所長	阿部弘之氏
保健福祉課長	永田徹氏	建設部長	中沢敏男氏
建設管理課長	金子満氏	建設課長	米田廣文氏
水道課長	作佐部盛秀氏	教育委員長	大野政行氏
教育長	富樫繁樹氏	教育次長	黒田憲治氏
学校教育課長	栗山俊彰氏	社会教育課長	田中哲也氏
病院事務局長	吉田正幸氏	病院管理課長	礪瀬孝氏
消防長	富田照男氏	消防署長兼 総務予防課長	辻道元信氏
消防課長	石岡竹志氏	生活安全センター長	西原淳志氏
監査委員	宇野政美氏	監査委員事務局長	土岐学氏

○出席事務局職員

議会事務局長	北山一幸氏	総務係長	豊口哲也氏
--------	-------	------	-------

◎開 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） ただいまから、平成20年第4回定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（高橋 守氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（高橋 守氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。
会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、7番儀惣議員及び12番熊谷議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（高橋 守氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
今定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。
会期は、10日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（高橋 守氏） 日程の3 諸般報告に入ります。
初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。
次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

武田議員。

◎6番（武田悌一氏） 教育委員会の審議事項報告の中で、一つだけお聞きしたいと思います。

最近ですけれども、テレビのほうで、大阪の橋本知事のほうからテレビに出て何かと話題になっているかと思えますけれども、教育現場での携帯電話、この実態について三笠市のほうではどのようにとらえているのか。

また、教育委員会の委員会の中でそのような話ということが行われているのか、ひとつお聞かせいただきたいと思えます。

◎議長（高橋 守氏） 教育次長。

◎教育次長（黒田憲治氏） 携帯電話については、全国学力・学習状況調査という中で、小学校6年、それと中学校3年生について生徒質問紙、児童質問紙の中でどれだけ1日利用しているか、そういう結果は出ております。これについては、全国的な平均と同じ状況になっていると教育委員会では考えてございます。

なお、携帯によってメール等で問題になるという点については、ことし1件ございましたが、先生方の対応含めて今のところ問題にはなっていないという状況になっております。

◎議長（高橋 守氏） 武田議員。

◎6番（武田悌一氏） そういうことであれば、まだ三笠市としては詳しい調査の実態は把握していないということでもいいのかなと思えます。今、携帯電話にもいろいろな機能ついていまして、GPS機能つきとか、保護者の方が持たせているというような場合もありますけれども、やはり授業中にメールをしたり、いろいろなサイトを検索したりと、そういうこともあるかと思えますので、できれば今後早急に一度調査をしていただければありがたいなと思えます。

◎議長（高橋 守氏） よろしいですか。

熊谷議員。

◎12番（熊谷 進氏） 今、武田君指摘しましたけれども、GPSは文明の利器というか、レンタカーに乗っても知らない町に行っても、目的地やあるいはホテルの電話番号を入れれば案内してくれるというような大変すばらしい機能ですから、子供たちの安全確認という意味ではこのGPSの大いに有益だと思うのですが、問題は授業中に友人や仲間同士でメールの交換に没頭してしまうとか、あるいはネットに接続できますから、有害情報というか、有害番組なんかも見ようと思えば見られるわけです。ですから、先般来学力テストの正答率なんかについても議会にいろいろ報告してくれていますけれども、今後、小中学校の統廃合を見据えたときに、GPS機能で安全確認というような、このことは一つ大事な要素かなと思えますけれども、後に言っているネットに接続して有害な番組を見たり、メールに没頭するといったようなことは、義務教育という観点からも、あるいはそれは高校教育になっても同じことだと言えらるるのですけれども、ですから大阪の

橋本知事は政令指定都市である大阪市と堺市を除く全市長に対して総合調整権を持つ知事として、教育委員会ではなくて知事が直接ああいうマスメディアに出てアピールをしたという、ここの重さはきちっと認識してもらわなければなりません。ですから、年度末に向けて校長会議あるいは教頭会議を通して早急に実態把握をさせると、こういう強い決意を持ってもらわなければ困りますよ。答弁もらっておきます。

議長（高橋 守氏） 教育長。

◎教育長（富樫繁樹氏） 携帯問題については、三笠の教育委員会として各学校に持ち込まないよということ校長会にはまず指導してございます。ただ、実態として今いろんなメリットの面もありますから、持ち込んでいる実態は聞いております。正式に教育委員会として携帯電話を学校に持ち込ませないということまで踏み込むかどうか、その辺はまだ最終論議はしてございませんけれども、一定のやはりこういう時代ですから方向は出していかなければならないと思っておりますが、三笠の実態からいくと、学校にそういうものを持ってきて安全性なりということは必ずしも必要ないものかと思っておりますので、学校には原則的に持ち込まない、持っていない、そういう方向で検討してまいりたいと思っております。

◎議長（高橋 守氏） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、報告第1号市長行動報告につきましては、そこに記載のとおり、石狩川水系幾春別川総合開発期成会といたしまして、新桂沢ダム・三笠ぼんべつダムの建設促進に向けて、この期成会を構成いたしておりますお隣の岩見沢市長、それから水を利用しております桂沢水道企業団企業局長と3名で、まず10月の29日には石狩川開発建設部、それから北海道開発局に対して早期着工並びに早期完成に向けて要請行動をいたしましたところでございます。また、それに引き続きまして、11月13日、国土交通省に赴きまして、北海道局長あるいは国土交通省の河川局長、あわせて北海道選出国會議員、そこに記載されている各議員に要請行動をいたしましたところでございます。

このダムの進捗状況でございますけれども、御承知のように、ことしの11月の7日に官報に掲載されました。官報に掲載されたということは、財務省の認可も得て最終的な結

論が国として出されたことを意味するわけでございまして、問題は一日も早く完成するというところにこれからも主眼を置いて取り組んでまいりたいと、このように思っております。

現在の状況では、取水塔工事も順調に進んでおりまして、これも再来年には完成いたします。完成いたしますと、直ちに本体着工に向けての準備に入るといようなことと、あわせて取りつけ道路の改修あるいは橋のかけかえ等もございます。それらについては、一気に作業が進むのではないかとこのように期待しておりますので、今後とも厳しい国の財政事情ありますけれども、これから温暖化という大きな課題を抱えておりまして、年々雨量も少なくなりまして、過日の水道企業団の議会におきましても、昨年同期に比べて約40%ダムの水が少ないというような報告等もございますものですから、夏に向けての一日も早いダムの完成をお願いしていきたいと、このように考えております。

二つ目は、農業振興にかかわりまして、御承知のように、ことしは中国の毒ギョーザ事件以来、食の安心・安全について大変大きな私たちの社会問題にもなっておりますし、また一方では、日本の農業政策の今後のあり方等についても大いに議論のあったところでございました。私たち国民は、安心・安全な食を生産者から提供していただくということは、最大の願いでありますし、そうした農業振興が一日も早く確立するように、私たち自身も行政として取り組んでいかなければならぬだろうと。特に、三笠には1次産業としては唯一の農業の生産農家もございますので、三笠の農業が安心・安全で、しかも付加価値の高いブランド製品とするためには、できるだけ農薬を使わない、化学肥料を使わない、そうした農法が必要との判断から、今回そこに書いてありますように、沖縄県の琉球大学名誉教授であります先生方あるいはまた新しい自然農法に基づく農業のあり方、あわせてこうした農業政策を積極的に取り組んでおりますうるま市に行きまして、うるま市長にもお会いし、関係者あるいは農家も直接7カ所ほど回ってまいりまして、それらの実態について把握してまいりました。

この視察の結果につきましては、関係農業者とも一昨日懇談いたしまして、今後これらについてこの視察した結果については、いずれ詳しく議会にも報告する機会を持ちたいというふうに思っておりますので、そういった点で私自身としては大変成果があったというふうに認識いたしているところでございます。

以上が報告第1号でございます。

続いて、報告第2号につきましては、そこに記載のとおり、10月1日付で市長事務局については3名、監査委員事務局については2名の人事異動を発令したところでございます。

続いて、報告第3号市工事につきましては、そこに記載しておりますように、5件ございます。

これについては、まず第1点目は弥生の藤枝町、双葉町のところにあります旧滝見川鉄道橋の解体工事につきまして、それから道の駅の屋外トイレの改築工事、あわせてそのト

イレの衛生設備工事、あわせて電気設備工事について3件、それからサンファームの三笠宣伝塔建設工事について1件、あわせて5件についての工事発注入札を行い、発注いたしたところでございます。

契約金額、工期、それから工事請負人、指名競争入札、落札率については、そこに記載のとおりでございます。

以上が市工事についてで報告第3号であります。あわせて国、道の工事等については、記載した文書をお手元に提示していると思いますので、これを御参照いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

◎議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

初めに、報告第1号総務部関係について。

谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） 農業振興等に関する調査の関係で、今市長のほうから沖縄のうるまのほうに行って、一定の成果を上げてきたというふうに聞いています。それで、議会報告にもそのうち何らかの形で出るかというふうに思っていますが、実態として今FAリサイクルの、いわゆる生ごみをリサイクルして、いずれ農産物にいわゆる食の安全・安心の関係でつながってくるとか、そういうふうに期待をしております。いずれにしても、地球温暖化の大きな視点のもとにこういう政策的なものが出ていますが、こういう今実態EM菌、入ってきた菌はそうですから、バイオマス構想との関係で、どんどんとそういうバイオに関する研究する方々というか、かなり幅広くおります。そして、どれがいいか悪いかは別にしても、いろんな研究者の持論でいろんな企業化したり、研究開発をしたり、選抜制に困るほど、今、次から次とそういう専門家が出ております。

そういう中で、特定のこれがいい悪いとかは別にして、これからの新しい農業政策なりそういう農産品の開発、加工等を含めていくときに、この三笠のバイオスタウン構想との関係で、新たなものが次から次と目を向けてくる可能性が企業としてあります。今回、夕張の問題できょう新聞に出ていましたけれども、産廃のリサイクル、これも複数にわたって道のほうに問い合わせをしていると。そんな関係で三笠にもそういう話もないわけではありません。そういう関係でいくと、こういうバイオマス構想という一つの私たちのまちの構想との関係からいって、新たなものが次から次と来た場合に、どんな調整なり、視点に立って調整していくのか、そこだけちょっと見解いただきたいと思っております。

◎議長（高橋 守氏） 小林市長。

◎市長（小林和男氏） まだ三笠のまちをそういった新しい視点でどうするかということ、内部でも本格的議論はしておりません。ただ、今の私ども有機肥料、生ごみをやって完熟する。堆肥をつくっているわけですが、それだけでいいのかという問題も実はあるわけです。もっとこのできた堆肥を有効に活用する方法、つまり今のところは畑だけなのですね。いわゆる農産物をつくるという、あるいは家庭菜園の部分でやっていくと

いう部分でもっと一歩進めることができないかということの議論も、実は今回視察した中での向こうとの会議の中での議論の中で若干ございました。それらを含めて、うちらとして一定の内部整理をいたしまして、皆さん方にもいずれ出さなければならないわけですが、まず行ってきたばかりなものですから、それらについても私自身も内容的に膨大な資料でございますので、整理をしていかなければならないというふうに思っております。ただ、有機農法につきましては、昨年、御承知のように、有機肥料を使った新しい農業の法律というものが確立いたしましたして、農水省も大変今回の部分について、今まで非常に懐疑的な部分もありましたけれども、農水省のほうもかなり力を入れるということもございまして、ことし2月に京都での有機農法に関する会議がございまして、その資料等も見させていただきますと、これらについても全国的に出てきて、広められてきておるといふことと、農水省のほうも、これらについては、今後、積極的に取り組んでいくというふうな姿勢もこの会議の中で出されておりましたので、それらについてももっとこれから農水省とも場合によっては私どもも赴いて、いろいろとこのF Aがやってきたときには、農水省の肝いりでやってきた部分もございまして、それらとの兼ね合いを含めながら、それらをもっと三笠にとっていい方向に発展させていきたいと、そういうふうに考えております。いずれ視察の細かいことについては、議会のほうに報告する機会をぜひ持ちたいというふうに思っておりますので、今その段階でひとつ、内部でもまだ十分議論しておりませんので、そういった点で御理解いただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようでしたら、次に、報告第2号総務部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですので、次に、報告第3号建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みといたします。

◎日程第4 一般質問

◎議長（高橋 守氏） 日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、岩崎議員ほか2人からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

2番岩崎議員、登壇質問願います。

（2番岩崎龍子氏 登壇）

◎2番（岩崎龍子氏） 平成20年第4回定例会におきまして、一般質問の通告を2件について提出しております。

一つは、健康で安心して暮らしたいと願っている市民の暮らしが、今大変厳しいものになっています。大企業の人員削減だけではなく、地方にもその波が押し寄せてきて、若者から子育て中の親や高齢者まで、先の見えない経済状況に不安が広がっています。

そのような中で、今、国民健康保険料、国保料の滞納の問題が大きくなっております。しかもその中で、保険証のない子供たちの実態が調査されて発表されております。全国では1万8,302世帯の国保料の滞納があり、中学生以下の子供が3万2,776人いると厚生労働省の発表が先日ありました。親が保険料を1年以上滞納した場合、自治体に保険証を返還し、そのかわりに資格証明書が交付されますが、病院にかかるときには窓口で10割の負担をしなければなりません。後日7割戻るといっても、子供が病院行きになったとき、現金がなければ病院にかかれないという状況が生まれ、そのことが大きな問題になっています。三笠では現在その実態についてはどのようになっているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

二つ目には、防災体制についてお尋ねいたします。

04年5月27日の消防法が改正されました。その法律の中では、住宅用の火災報知器の設置が必要となり、義務づけられました。期限については平成23年6月1日までとなっておりますので、まだ3年ありますが、今、三笠の中ではどのくらいの状況で進まれているのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

高齢者がふえる地域としては、火災が一番心配となっております。だからこそ安全・安心のための必要な火災報知器の設置でありますけれども、費用もおよそ5,000円くらいかかると聞いております。ひとり暮らしの高齢者世帯への費用の補助については考えていただけるかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

以上2点について御質問いたしましたので、御回答のほうよろしくお願ひいたします。

以上2点、壇上での質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、1点目の御質問、国保料の滞納の子供たちに対する対応について、実態についてということで、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず、実態ということですが、現在、国保料滞納世帯のうち、特に悪質と思われる世帯に対しましては、被保険者証にかえて資格証明書を2世帯6名に交付しているということがございます。そのうち義務教育就学中の児童生徒がいる世帯は1世帯、内訳は小中学校各1名ずつということになっております。

対応ということなのですが、先般、厚生労働省のほうからこういった資格証明書、短期被保険者証の交付に際しては、十分配慮、留意するようということで通知があったところでございまして、子供が医療を受けることとなった場合に、緊急的な対応が必要

となること、また滞納世帯との納付相談の機会を確保する面でも大切であるということで判断いたしまして、先日の決算特別委員会でも申し上げましたように、該当世帯の小中学生に対しましては、短期被保険者証を交付して対応したいということで考えたところでございます。現在、内部的な決裁等終えまして、世帯主と連絡をとり、資格証明書と引きかえに、短期被保険者証と交付する作業を今進めているところでございます。実態としてはそういうことでございます。

そこで、今後またこういったケースが発生した場合にどうするかということもあるとは思いますが、一昨日のインターネットのニュース、また昨日の新聞で、与野党が大筋合意して、来年4月から中学生以下の子供を対象に6カ月有効の短期被保険者証を交付するという旨の報道があったところでございます。先ほど議員の質問の中にもありましたように、資格証明書につきましては、受診した場合、窓口で一たん全額をお支払いいただいて、その領収証を持って市のほうにおいでいただくと、保険医療系のほうで請求いただいて、自己負担分3割を差し引いた残り7割分をお支払いすると。短期被保険者証につきましては、受診の際に自己負担分3割分を支払っていただくというものでございます。

ただ、先ほど議員の御質問にありましたけれども、現金を払うのが大変だということは実際あると思うのです。そうしますと、この取り扱いをしても対象世帯が多重的に滞納を繰り返しているという実態から見れば、その医療機関の窓口で本当にこの支払いがスムーズになされるのかといった心配もございまして、先ほどの有効期限が与野党の協議においても、保護者の滞納を助長するというような指摘もあるということで、半年間としたというふうに聞いております。当市の場合は、滞納の状況ですとか、それから納付指導に応じているか、また納付計画に基づいてきちんと実行しているかというようなことをもとに判断いたしまして、短期証については12カ月、6カ月、3カ月といった有効期限を定めておりますので、一律に6カ月とされた場合には、実態に合わせて保険料の納付を促すことができなくなるといったことも出てきます。

それと、あとまた子供には滞納の責任はないといった考えもあるようでございましてけれども、逆に保護者としての責任は当然あるはずでございまして、保険料の未納、それから滞納が繰り返されることは国民皆保険の趣旨が薄れてしまわないかといったような懸念もあるかなど。これらは私どもちょっと疑問というか問題点ということで感じているところではございますけれども、いずれにいたしましても、こういったことを感じながらも、今後、国から正式な通知があり次第、適正に対応してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

◎議長（高橋 守氏） 富田消防長。

◎消防長（富田照男氏） 住宅用警報器につきまして、設置世帯数の現状でございまして、新築住宅につきましては、平成18年6月1日からもう既に義務化になっているところでございます。既存住宅につきましては、5年間の猶予がございまして、平成23年5月31日までに設置しなければならないところでございます。

そこで現在の調査段階の設置状況でございますが、市内の世帯数5,773世帯につきまして、現在2,079世帯に設置され、設置率につきましては36%でございます。なお、今年度中に市内全世帯を調査しまして、計画しているところでございます。

次に、2番目の低所得者高齢者世帯への助成につきましては、消防としましては助成は考えておりません。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

◎2番（岩崎龍子氏） 国保の滞納についてお答えいただきまして、国のほうの方針ということで来年4月からというのがきのうの新聞に出ておりまして、全国的に滞納がふえる状況にあるのだなというふうに思っております。

三笠でも滞納世帯で言うと431世帯というふうに道の資料で出ておりまして、たまたま資格証明書の発行というのは2世帯ということでは、滞納の世帯の中でもいろいろ努力されていることで、この2世帯というふうになっているのだなというふうにとらえてはおります。さっき部長のほうからもお話あったように、努力してもそれにこたえない悪質な状況の中のその措置だというお話もあって、本当に払えても払える力があっても払わない世帯もあるというふうに聞いておりますし、本当に市の財政からいっても滞納をなくすれというのが市政懇談会の中や説明会の中でも皆さんから言われておりますし、議会としてもその努力をみんなしなければというふうに思っておりますが、今2世帯で、子供のいるのが1世帯というふうになっておりますけれども、状況からいえば、悪質な、なかなか納付に応じない、話にも応じないという方もまだいるのではないかというふうに思っておりますので、子供の保険証取り上げというふうに、今、全国的に無保険というふうに言われていますけれども、三笠の場合は短期にしても資格証明書をいただいているので、病院にかかることはできるという状況にはなっていることは確かだというふうに思っております。

それで、今、部長さんのお話のほうからで、相手のほうを見ながら滞納の解消のために努力をしながら、子供のことにはそのようにしていきたいというふうにお話しでしたので、子供が安心してかかれるということが一番ですので、その点で努力していただきたいというふうに思います。

それで、ほかの地域の中では、滞納、三笠は少ないですね。道の資料見ても、三笠は大変この対象になっている世帯は少ないのです。1名、小学校1、中1で1世帯ですから、少ないのですけれども、ほかのほうでの取り組みでも、さっき部長さんの言ったような取り組みの状況なのかどうなのか、その辺もちょっとお尋ねしたいというふうに思っております。

◎議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） 今の他市の状況ということでは、管内でございますけれども、短期証で取り扱っているところが4カ所でございます。あと保険証でそのまま対応

しているところが3カ所ございます。今申し上げましたのは、あくまでも義務教育終了までということで、そのほか高校修了まで短期証を出しているところが1カ所、あと道費、道医療費助成事業のみで対応しているところが1カ所ということでございます。

◎議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

◎2番（岩崎龍子氏） どこでも同じような滞納の問題では御苦労している状況にあるというふうに思います。これからもそういう子供たちが出るような世帯の中身はあるのではないかと思いますし、来年の4月からは法的に位置づけられるようですので、それまでの間は短期保険証で3割で受診ができるということで行くということですよ。わかりました。

それで、子供だけではなくて、お年寄りの中でもそういう状況が生まれるのではないかなというふうにちょっと心配はしていますけれども、431名の滞納世帯があるという中身で言うと、本当にこれから滞納を克服して市の財政もきちんと立て直していきながら、しかも命と暮らしを守ることが大変重要な時期になってきますので、そういう点では窓口での相談業務と、また納付を進める上での努力をしていただいて、子供たちに命の危険がないようお願いしたいというふうに要望を強めておきます。

◎議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） 今の前段のほうの短期証の扱いなのですが、三笠は3月までは短期証でやるのかと。4月以降も結局国のほうで6カ月ということでの短期証交付するということですから、短期証の扱いでは同じ形になります。ただ、期間が今度は6カ月ですので、今は3カ月ですから、うちの場合は厳しいという状況です。3カ月ごとに切れるわけですので、その都度相手方に連絡をして返してください、新しいものを交付しますと。ですから、今度は逆に6カ月になりますから、相手方にしましては、若干の気持ち的な余裕は出てくるのかなというふうには思います。

なお、そういった滞納の対策といいますか、こういった機会がきちんと保てることによって、相手方のほうにも滞納者のほうにも納入してもらえるように促す機会が確保できるということになりますので、そういったことを利用しながら、きちんとした対応をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

◎2番（岩崎龍子氏） 国保の問題については、その方向で努力していただきたいというふうに思います。

もう一つ、二つ目の防災体制についてでありますけれども、先ほど御説明あったように、進めている状況で言うと、努力していただいているのだなというふうに思います。私は自分のところもちょっとまだつけていないので、皆さんどうなのかなというのと、それとおひとり暮らしでいるお年寄りでしたら、また負担が出るのかというふうになりますので、その辺のところで行進状況とあわせて知りたいというふうに思ったところなのです。

それで、市営住宅、道営住宅というのは家主が行政ですので、そちらのほうでつけていただけるということになりますので、あとは一般家庭ですよね。古くからあるおうちが本当にお年寄りがふえている中では、一番大事なことだと思います。私もある先日、お年寄りの相談に乗ってお世話したのですけれども、行ってみたら、たばこの火の跡がたくさんテーブルや床にもあって、よく火事にならないで過ごしてきたなというふうに思いました。行政の努力でひとり暮らしのお年寄りを安心なところにとすることは解決していただいて大変喜んでいるのですけれども、実際にはそういうおうちもたくさんあって、これから冬になってますます危険になるのではないかと。そのお世話した方は、まだ80ちょつとなのですけれども、結局ストーブの火の調整もできないと。御主人亡くなったら1人で暮らすのは大変だという状況だったので、本当に火事になるようなことがあったら大変だということで、役所のほうにもお手伝いいただいて解決したのですけれども、そういうことからいっても、警報器というのは自分の命を守るためにつけなければいけないということがはっきりしています。大体5,000円ぐらいはかかるのではないかとこの費用がありますけれども、全国的に言うと、一部分で補助しているというところもありますので、どうかなというお話をさせていただいたのですけれども、今のところでは消防としての費用の助成については全く考えていないとお話ししました。どういう形にしても、高齢者が安心して暮らせるということが一番ですし、火事で死亡などということのないような形で、実態調査に入っていらっしゃるので、それぞれの家庭の状況もわかるのかなというふうに思いますので、助成については考えていただければという要望をしたいというふうに思っています。

それから、近隣の取り組みの状況とか補助とかというのは、他市ではないのでしょうか。お尋ねします。

◎議長（高橋 守氏） 富田消防長。

◎消防長（富田照男氏） 御質問にありました簡易型火災警報器等の設置の状況でございます。

一般住宅につきましては、3,919世帯中857世帯に現在設置されております。設置率につきましては21.9%でございます。それと、このうち一般住宅の警報器等の設置状況でございますけれども、簡易型火災警報器が設置されている家庭は215世帯、それとホットライン119設置世帯は145、これは少ないですけれども、公住とダブる場合があります。それで公住の部分のダブる場合はこの中から外しております。それと、自動火災報知設備、一般家庭用のついている家庭が497世帯でございます。それと市営住宅につきましては、1,500世帯の該当ありまして、現在868世帯、設置率につきましては58%でございます。なお、市営住宅につきましては、平成22年度までに全世帯に設置するようになっております。それと道営住宅につきましては、40世帯すべて100%設置されております。それとアパート関係ということで314世帯に設置されております。

なお、消防としましては、普及活動ということで、市営住宅を除く各一般家庭につきましてパンフレットの配布、また啓発用のパネルを作成しまして、あらゆる機会を通して啓発活動をしているところでございます。

それと、近隣市町村の設置状況でございます。美唄市が約11%、それと岩見沢が約14%、それと栗山町に消防本部あります南空知消防組合管轄におきましては21.5%、それと夕張市が5.2%でございます。

それと、助成の関係でございますけれども、札幌市はもう既に平成19年度から義務設置になっております。そういうところでもう既に3分の1ぐらいは義務設置になっているところがあります。それと管内につきましては、今12消防本部あるのですけれども、すべて23年からの施行となっております。そして、すべて今の助成についてはしないと、そういうふうになっているところでございます。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

◎2番（岩崎龍子氏） 細かい数字も教えていただきまして、設置状況についての今のお話でも南空知の中では一番進んでいるのかなというふうに思って、消防の方の努力のたまものだというふうに思っています。助成については近隣でもされないということなので、残念ではありますが、やむを得ないのかなというふうに思っております。

高齢者の人たちがふえている中ですので、今お話あったホットラインをつけていけば、それで設置しなくてもいいというお話ですよ。それで、それもちよっと安心しました。お年寄りはやっぱ負担が出るのを、何でもあと何年生きられるかわからないから、改めて何かのためにお金を出すというのは、なかなかうんと言わないですよ。だけれども、命にかかわることなので、ぜひみんなが設置できるような形で進めていっていただきたいなというふうに思います。

以上、教えていただきましたので、またわからないことについては、市民の方でも警報器をつけなければいけないというのを前にパンフレット回ってきていただいているのですけれども、わかっていない方もいらっしゃるのですけれども、消防の方が1軒1軒調査をされているということで御苦労ではあると思いますけれども、相談に乗ってあげていただきたいと思います。本当に火事出ないのが不思議だなと思うような御家庭もありまして、私たち地域の中でもみんなで目配りをして助け合っていかなければならないなというふうに思っている毎日ですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（高橋 守氏） 以上で、岩崎議員の質問を終わります。

次に、3番佐藤議員、登壇質問願います。

（3番佐藤孝治氏 登壇）

◎3番（佐藤孝治氏） 平成20年第4回定例会におきまして、通告に基づきまして御質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

世界的な金融危機が招いた円高と外需低迷が国内の輸出企業の業績に大きな打撃を与えている中、製造業を中心に減産や人員削減を発表する企業が相次いでおります。与党の新雇用対策に関するプロジェクトチームは、派遣社員を正規社員として採用した企業に1人当たり100万円を支給する制度を導入するとの報道もありますが、その正社員をリストラする企業も出てきている状況であります。市内や道内で仕事がなく、道外へ仕事に出ている三笠市の人たちも職を失い、無職となって三笠市に戻ってくる人もいないとは言えません。国内景気の低迷に100年に一度という金融危機が覆いかぶさって、多くの企業が行き詰まるは明らかであり、先行き不明のまま今や实体经济にまで波及し始めております。このことは当然ながら大幅な税収減となって、自治体に影響を与えると思われ、今後の自治体行財政と自治体経営は、大きな岐路に立たされると考えられます。

そこで、中小企業資金繰り対応のため、10月31日に緊急保証制度がスタートいたしました。中小企業庁では予想を上回る企業が利用を希望、保証総額は早くも1兆円を超えたとし、対象業種も現行の618業種に80業種を追加して対応することを発表しておりますが、本市における利用状況と対応をお伺いいたします。

また、報道によりますと、愛知県豊田市では来年度の税収が200億円超の減少になると見込まれ、減収になれば一般財源税収を分母とする経常収支比率に端的にあらわれます。本市の税収の傾向性と健全財政を目指した財政指標に与える影響をどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、こうした状況の中、今後は今まで以上にスリムで強靱な行政体が求められ、メリハリのある行政運営が求められますが、その取り組みについてもお伺いいたします。

最後に、次期通常国会へ提出される第2次補正予算の中にある定額給付金については、さまざまな意見がありますが、給付対象について所得制限を設けるかどうか、地方自治体に判断をゆだねるとされておりますが、本市におけるこの定額給付金への考え方をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

◎議長（高橋 守氏） 松本企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） それでは、今、御質問いただきました中小企業の緊急保証制度の関係の利用状況と、それから定額給付金の考え方について、この2点について私のほうから先に説明させていただきたいと思っております。

まず、最初の中小企業緊急保証制度の関係につきましては、議員さんおっしゃるとおり、今年の8月の29日に政府与党の決定において安心実現のための緊急総合対策ということで、新しい保証制度がこの10月31日から開始されたということでございます。

この制度につきましては、当然原油に加えて、その原材料・原油高に伴う価格の高騰に伴っての商品に転嫁もできない、困っている中小企業者であったり、また最近3カ月の平均売り上げに対して、昨年同期に比べて3%以上減収している中小企業者、この方々の資金繰りを何とか支援したいということで、この保証制度が設けられたということ

でございます。

(現実的に、)三笠市におけるこの取り組みについてどうなのかということでございます。現実的にこれは保証制度ということでございますから、当然企業者からこの保証制度を利用したいという方については、まずは市町村に対して実は相談がありまして、そこで認定制度、認定していくという形になっています。これを認定しまして、それをもとに当然その企業者は金融機関等にそれを持って行って、資金化をしていくという形になります。

それで、現段階において、実は昨日も申し出がありまして、20年度において今段階では12件8社の申請がありました。この制度、先ほど言ったとおり、10月31日から制度新たに対象業種を広げたと。80種ふえて今現在は698の業種の方がこれを借りられるということでございまして、その10月31日以降を見ましても、もう7件6社ということで、今言ったようにできてから相当な人が貸してほしいということで相談に来ています。また、最近あと1社もそのうちに相談に行きたいということでお話を聞いています。

特に、中身的に見ますと、やっぱり建設業の方が三笠の場合ちょっと多いのかなと。先ほど言った12件中、今の段階で7件の方が実は建設業の方ということです。当然今後も特にこの建設業を中心にこういうことで保証制度を利用したいという形で、多分また数もふえてくるのかなと思っていますし、当然ここにつきましても、商工会とも連携をしながら、やはりこの年の瀬を迎えて、皆さんも大変だということもありますし、そういった面で商工会とも連携を取りながら、多くの方にまた周知をし、ぜひともこういう保証制度を活用していただくべく、そこは連携を図っていきたいというふうに考えてございます。

それから、もう一つの定額給付金の関係でございます。

定額給付金については、まだ国においてその詳細の決定はされてございません。来年1月にこの2次補正という形の中で、この定額給付金の関係については再度そこで論議をしていくということで国がうたってございまして、ただこれも現実的にどうなっていくのかというのがまだ見えていない状況であります。

ただ、今回この所得制限の考え方ということで、国においても一定の概要というものを打ち出してございます。その中では、所得制限を設けるか設けないかというのは各市町村にゆだねているということで、実態に応じて市町村でそれぞれやっていきなさいという決定はされておりますけれども、その概要からいきますと、国においても所得を基準とする給付の差異は設けないということを基本としていますよということは国が概要で示しております。ということは、所得制限は国としても余り望んでいないですよということの表明もあります。

それから、当然私たちの市としての全国市長会においても、いろいろと市町村の動きも聞いてございまして、その中でもやっぱりこれを所得制限を設けてやること自体、住民間の公平性の問題もあると。それから、当然窓口における混乱もあるし、これ市町村がやるということになると、相当な事務が負担になるよということから、ここも望ましくない

いうものも申し上げてございまして、そういった国の概要なり全国市長会の考え方もありまして、本市としても所得制限を設ける考えは今の段階はないという形で取り進めていきたいと、このように考えております。

以上で、私のほうからは二つ、説明を終わります。

◎議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

◎総務部長（森原 裕氏） 私のほうから、財政問題についてお答えいたします。

景気後退に伴う税収減と健全化判断比率に与える影響ということでございます。

景気の後退によります本年度の直接的な影響としては、法人市民税があります。国では平成20年度の地方財政の収支見通しでは、地方税は0.2%増という見通しを立てておりましたけれども、今日の景気低迷によりまして、全国的にはかなり厳しい状況にあります。

本市の本年度の予算の計上につきましては、過去の実績等を考慮しまして、平成19年度の予算額と比較いたしまして、当時7,632万2,000円から892万8,000円を減額し、6,739万4,000円を計上しております。11月末の状況では、6,300万円程度の調定になりまして、予算と比較いたしまして94%程度、今のところ確保されているのかなと思っております。

今後の見通しとしましては、さらに930万円程度が見込まれますので、最終的には7,200万円程度の予算を確保できる見通しであります。

それで、平成21年度の今度は影響ということになりますけれども、給与等の減収による個人市民税、それから企業の景気低迷によります法人市民税の減収が予想されるため、今後の財政運営に影響が懸念されているところでございます。現在、予算編成作業中でございますけれども、現時点での予算推計におきましては、これらの市税で約2,500万円程度の減収が見込まれるところでございます。

しかし、この市税減収分の75%相当分につきましては、御存じのように普通交付税でもって調整されますので、そういった意味では実質的には25%の600万円程度が影響を受けるということになっております。ただし、御存じのように、この地方交付税につきましても総額が決まっておりますので、今後この総額がどうなるかということがちょっと課題になってくるかなと思っております。

そこで、この健全化の判断比率に与える影響ということになりますけれども、税収額の少ない本市におきましては、各比率への影響は少ないと今のところは思っております。例えば経常収支比率につきましては、平成19年度で105%になっておりますけれども、これの4,900万円程度で、この比率の1%程度の影響が出てくるということになっております。ちなみに600万円ということになりますと、0.13%程度ということで、そんなに影響はないのかなと思っております。

まだ財政健全化判断比率の中では、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率、この四つの指標ございますけれども、これらにつつま

しても、いずれも標準財政規模といいまして、標準税収入額と普通交付税を合わせた額をもって試算することになっております。したがって、普通交付税でもって調整される部分がありますので、現時点の部分ではこの影響はほとんどないのかなということで考えております。

それで、今後の行政運営ということになりますけれども、国の平成21年度の地方財政収支の仮試算では、地方税の伸び率が2.3%落ちるということで見込んでおります。さらに、21年度の総務省所管の予算概算要求の段階では、当市の大きな財源であります地方交付税、これが3.9%と大幅に減少している状況でございます。普通交付税につきましては、平成20年度の設定額が34億2,200万円ほどでございましたので、仮に3.9%の減となりますと、1億3,300万円程度の影響が出てくると考えております。これでは平成21年度の財政運営が大きな影響が来たこととなりますので、これから年末の予算編成等でもって、地方財政対策等の部分で国なりの手だてがなされると思っておりますので、これらの対策に向けて注視をしていきたいと思っております。こういった危機的な状況の中で、安定的かつ健全な財政基盤を確立して維持していくために、喫緊の課題であります市立病院の経営健全化対策、それから三笠工業団地開発株式会社の経営対策、これらをしっかりと実践していかなければならないと思っております。

具体的な取り組みとしましては、財政健全化法による制限の受けない財政構造への転換をするために、公債費負担適正化計画の遵守と、それからなお一層行財政改革を進めなければならぬと思っております。

二つ目としましては、経常収入額を基本とした歳出の抑制など、財政体力に見合った財政運営を行っていききたいと思っております。

三つ目としましては、自立対策及び第3次行財政改革を反映して、持続可能な財政の確立を目指したいと思っております。そういったことで財政の健全化を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） ただいまそれぞれの所管から答弁をいただいて、ある程度の認識はされております。

緊急保証制度も12件という形で、市内、三笠にとってこの数字が多いのか少ないのかというのは何とも言えないような状況なのですけれども、少ないほうがありがたい話なのですけれども、また前回お伺いしたこの地域力連携拠点という部分でも、こういう形で周知されております、三笠市の場合は。こういう部分で、どんどん市内の企業の方にこういう部分を周知していただきたいと思っておりますけれども、追加されたこの80種類の対象者への人たちの周知というか、そういう部分は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（高橋 守氏） 松本企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） 実は今回、中小企業の関係者ということのリストが80

ほどふえています。そこにいきますと、多岐にわたる業種があります。これをうちの実態、三笠市の実態に当てはまる業種があるのかどうかということの精査というのは、現実的にはできていません。

そこで、そこは商工会とも連携をしながら、こういう今現在698、約700を超えんとする業種ということで、相当数の極端にいけば、大部分の業種がこれに該当するのだということのものがふえてきたという形をとらえまして、あくまでも一つ一つ絞り込んでなかなかこれを周知するというのは難しいものでございますから、そこは商工会とも連携をとって、すべての業種はまず該当するのだという中で、ぜひともこれを活用する場合は、相談に来てくださいという周知をやっていきたいということを考えております。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） よろしくお願ひいたします。この制度の利用促進に関しましては、愛知県の碧南市というところでは、この信用保証協会に支払う保証料を12万円を限度に全額補助すると。そして利用促進に努めているという、こういう自治体も出てきておりますので、利用促進していただいて、市内企業の倒産という部分をぜひとも防いでいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、2番目にお伺ひいたしました財政問題ということで、総体的に言えば、三笠市はさほど今のところは影響は受けない、来年度もさほど影響は受けないという認識で受けとめております。ですけれども、とにかくもうこれから今年度よりも来年度、本当に大変な部分を迎えてくるのではないかと思ひます。現実的に報道されております豊橋市ですか、愛知県の。ここでは財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率の目標を80から85%の後退を余儀なくされているという、こういう情報も入ってきておりますので、三笠市の場合もとにかく税収という部分ではマイナスの傾向性だと思ひます、やはり。プラスになる要因というのは、ないとは言ひませんが、数少ないというか、そういう部分で、三笠市も新たな経営プランという必要も出てくるのかなと思ひますので、とにかく本当に負担のないような健全化、本当に健全財政の運営に努力をしていただきたいと思ひます。

そこで、問題なのが今話題になっている道路特定財源の一般財源化ということで、この部分で今政府のほうで示されているのが道路以外でも使えるといつても、結局は公共事業にしか使えないという部分で今発表されてあれしてはいますがけれども、公共事業自体が三笠市の場合は少ないのですよね。この辺、どのようにとらえていこうとしているのか、もし考えがあればお聞かせ願ひたいと思ひます。

◎議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

◎総務部長（森原 裕氏） 三笠の部分、財政健全化を進めるという前提では、今、政策的予算の部分については、一般財源を一定の枠の中で抑えていますので、なかなかその枠を超えて事業をとということになりませんので、やっぱりその枠の中で優先順位を決めてやらざるを得ないと。その中で、今言ったような交付金等取り入れるものがあれば、それは

その中でやっていきたいと思っています。

一番の問題は、やはり先ほどもちょっとお話ししましたけれども、地方交付税の動向はどうかということでございます。この概算要求は8月の時点で総務省が積算した部分で3.9%ということになりますけれども、今またその後の景気動向によって、例えば一定の国税等が落ちてくれば、当然交付税の財源が落ちてきますので、その部分の落ちた部分をどういうふうに穴埋めしていくかということになります。それを地方財政対策の中で、例えば借入れ等を行ったときに、どういうふうに埋めていくか。借入れを行った場合にも、これは半分は国の負担、それから半分は地方の負担となりますので、これは当然将来の負担になってきますけれども、ただ、いずれにしても、来年度3.9%でも1億3,000万円の影響出てきますので、私どもとしては何とかその部分の影響のないような形で地方財政対策が行われることを期待しておりますけれども、これから年末に向けた予算編成の中で、その辺も十分注視していきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） ただいま受けた説明で大体理解はできます。本当にこれから厳しい時代になっていくと思っておりますので、三笠市の場合は、もうほとんどこういう部分でも行政評価制度を運用して、またいろんなもので行財政改革という形でも進めておりますし、今回の議会の中で提案されているこの業務委託というのも一つの取り組みだろうと私なりには感じておりますので、本当に難しい状況になりますけれども、健全財政運営のほうの努力をよろしくお願いいたします。

それと、最後の定額給付金という形で、これはもう2次補正予算というのは、やっぱり臨時会に提出しての、結局は衆参ねじれ国会という部分で廃案となるような可能性がある。それで、次期通常国会で対応して、何としてもこの法案を実施できるような実現する、必ず実現させるのではないかと私なりには考えておりますので、確かに事務手続やなんか大変だとは思いますが、速やかに実施できるような対応というか、準備というか、その辺の部分を進めていただきたいと思っておりますけれども、実質的に三笠市ではどのぐらいの金額になるか、ちょっと教えていただきたいのです。

◎議長（高橋 守氏） 松本企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） この11月末現在の人口が1万1,108人という人数をもとに、今、国がいつている1人1万2,000円、ただ65歳以上18歳未満の方については2万円だと。これで計算していきますと約1億8,000万円。これはあくまでも概算です。1億8,000万円という額になります。数字で細くいきますと1億7,943万2,000円と。ただ、超概算です。当然これから人数的に動きがあると思っております。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） 1億8,000万円、本当に三笠市にとっては大きな金額ですよ

ね。半分としても約9,000万円。半分为市外に流れたとしても市内で9,000万円、それだけの経済効果というのが私は必ず出てくると思っています。期待しております。私もいろんな人と対話、市民の人と対話をしていても、やっぱり一日も早く欲しいという人が大半です。中には批判して要らないということも中にはいるかもわかりませんが、私は対話した中では、本当に一日も早く欲しいという人が大半なので、やはり批判してそういう要らないという、そういう言っている人は、逆にそんな格好つけてもらわなくて、受け取ってその受け取った給付金をふるさと納税すればいいのです、三笠市に。そのほうが三笠市どれだけ助かるか、三笠市の繁栄に。本当にふるさと基金に積み立ててほしいなど。私はそういう人たちがまたふえれば結構おもしろいのかなという部分もあるので、要らないという人がいたら、こういう部分を強く私は言いたいですね。ええ、本当に。

そういうわけで、市民のための市政であり、市民の負担が大きくなるような健全な財政運営の皆さんのさらなる努力を期待して、私の質問を終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 以上で、佐藤議員の質問を終わります。

次に、4番齊藤議員、登壇質問願います。

（4番齊藤 且氏 登壇）

◎4番（齊藤 且氏） 平成20年第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました妊婦健診のさらなる充実について、今後の市立病院のあり方について、ふるさと納税について、理事者側の見解を求めますので、御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、妊婦健診のさらなる充実についてです。

少子高齢化と社会全体の経済状態がますます低迷する現在において、子供を育てる環境は大変厳しい状態が続いております。

本市においても、一昨年よりさらなる子育て支援の一環として、小学校給食費無料化を実施し、加えてさらなる総合的な少子化対策を求める意見書を提出しました。特に出産費用等の負担の軽減も強く要望した施策の1項目です。

そこで、昨年の第3回定例会でも質問させていただきましたが、妊娠から出産までの健診費用が最低でも10万円程度の費用が必要です。全国的な問題として、妊婦検診を受けずに出産に臨む妊婦のたらい回し問題や医療体制の不備と思われる7病院の受け入れ拒否により、とうとい命が奪われるというまことに痛ましい報道もあります。

本市では、妊婦健診の助成は昨年は2回の助成から現在は5回に改善され、財政の厳しい中においても努力もされていると思っております。社会的な問題ではありますが、産科医師の不足が原因で、ほかのまちで入院出産をしなければならない市民の現状を考えたとき、妊婦健診14回まですべてを助成することが望ましいと思っておりますが、理事者側の考えをお聞かせください。

次に、今後の市立病院のあり方についてであります。

このことは、市政懇談会でもテーマに上げた病院事業会計であります。資金不足比率が25.2%の黄色信号により、スタッフが一丸となり経営安定に向けた努力をしていくと説明もされておりました。自治体病院の経営の問題は、全国的な問題でもある医師不足や医療体制の不備がもたらす国の責任も重大であると考えられます。さらに、人口減少に伴い入院を含めた患者数の減少もあり、存続問題にまで発展しないことを願っております。医療機関のお世話を受けずに健康に暮らせるまちづくりが理想社会とは考えますが、市民が地元の病院ではなくほかのまちの病院を利用していると見聞きもしております。このことは患者さん個々の病状や事情もあるため、安易に判断はできかねますが、市立病院に対しての単なる風評的な理由だと残念でなりません。私の亡き父も16年前、院長をはじめスタッフの方々からの献身的な看護を受け、終末期医療の経験もしております。このように医療関係者の努力を認めながらも、より多くの患者の方々から親しまれる病院づくりが必要と思われまます。

そこで、以前、市民の方から、市立病院に入院すると食事がまずい、だからほかの病院を利用するとの声を聞いたこともあります。このことは調理者側の問題も考えられますが、食材の仕入れや仕入れ価格の要因も十分に考えられ、入院患者に対しての配慮の余地はないのか、見解をお聞かせください。

最後に、ふるさと納税についてです。

全国的にも物議を醸しながら始められた寄附によるまちづくりを進める事業であり、本年7月からで日もまだ浅く、今後も試行錯誤の部分もあろうかとは思いますが、三笠高校出身者で団塊の世代の方々からの声で、ふるさと三笠は歴史や文化、自然環境などよいところがたくさんある。もっと絞って具体的にふるさとを応援したくなる事業は考えられないかと問われました。

そこで、11月14日まで29人の方々から150万円の寄附が寄せられております。経過と今後どのように活用されるか、お聞かせください。

以上で、登壇での質問を終わらせていただきます。

◎議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、まず1点目の妊婦健診の公費負担14回すべてを公費でできないのかということで、私のほうからまずお答えをさせていただきたいと思えます。

今の議員の御質問の中にもありましたように、この妊婦健診につきましては、妊娠から出産までに間に、一般的には14回程度受診されると、また必要だというふうに言われております。おっしゃるとおり14回すべてできれば本当にいいのかなと思うのですが、やはりそこには財政的な面もございます。

そこで、当市におきましては、御承知のように、昨年まで妊婦健診、一般健診を2回、それから出産予定日において35歳以上の妊婦に対しましては超音波検査を1回というこ

とで助成をしまいいりましたけれども、今年度から出産を控えた家庭の経済的負担を少しでも軽減したい。それから、健やかな妊娠、出産のための環境づくりを進めるということで、一般健診の公費負担を5回にふやして見直したということでございます。これについては、御承知のことかと思えます。

そこで、国の動きとして、先月11月13日に参議院の厚生労働委員会において、この妊婦健診の公費負担の拡充について質疑が行われたということで、この中で厚生労働省側から妊婦健診の無料化等に向けた取り組みとして、出産までに必要とされる14回分すべてを無料化できるように、残りの9回分についても国と市町村で2分の1ずつ負担する国庫補助事業を創設する方針を打ち出したということでございます。この補助事業につきましては、約790億円の事業費として、第2次補正予算に盛り込んで提出される予定となっておりますけれども、この成立の見込みはまだ立っておりません。

ただ、日本全体で少子化が問題となっているということを考えれば、今回この国と市町村が2分の1ということでございますけれども、やはり国がきちんと責任を持って措置していただくということが本当ではないかなというふうに考えているところであります。まして、今回、都道府県が一切かかわらないような状況での方針ということでは、非常に矛盾もあるかなというふうに感じているところでございます。

また、14回分をすべて無料にした場合ということで、仮にちょっと試算もしてみたのですが、現行の今5回分も、国は地方財政措置をしていると言っておりますけれども、実際には交付税ですからこういった形で来ているのかというのは目に見えないという状況もございます。ですから、国庫負担と市の負担の割合が、やはり国庫負担の市のほうが約2倍以上負担するような形に結果なるのです。ですから、そういった矛盾点もございまして、恐らくこの新年度からの実施になるのではないかなというふうに今考えておりました。厚生労働省からも具体的な実施要綱なりが参りましたら、そういったことでまた新たに対応してまいりたいと、判断してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（高橋 守氏） 吉田病院事務局長。

◎病院事務局長（吉田正幸氏） 病院のあり方ということで、食事、給食がまずいという風評が立っているということをしていただいておりますが、ただいま大体170人ぐらいの患者さんがいらしております。それぞれの病気、さらに病状に応じてやはり食事、それに量、味つけ等々を考えてやっております。この基準に際しては、厚労省のメニューの基準等々もありますし、保健所の監視、実地指導等々もこれは受けております。ですから、やはり食事は医療の一部だということをお考えになっていただきたいなと思っております。入院というのは、患者さんの自由をある程度拘束して、体にいいために食事をしていただくということを第一に考えておりますので、味がちょっとその患者さんの家と味つけが違ふとかありますけれども、大体三笠の入院患者さんは高齢者が多い、さらに内科系が多いということでは、やはり味つけ等々は少しは若い人、さらに胃腸系の関係のない方につい

ては、ちょっと物足りない食事だというふうには調理師も言ってはおります。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

◎総務部長（森原 裕氏） 私から、ふるさと納税についてお答えいたします。

郷土の特性を生かしたふるさとの応援ということでございます。このふるさと納税に係る基金の条例制定時におきまして、個別の事業を示して寄附を募る方法と、それから政策分野等を示して寄附を募る方法という、この二つの方法を検討したところでございます。

観光地、特産品など知名度のある市町村につきましては、そのまちの特色等を前面に打ち出して寄附募集を行うことができますけれども、知名度の低い市町村、三笠市も入りませんが、その地域にゆかりのある人などからの寄附となることが予想されまして、寄附金の採納にも差が出てくるということが考えられました。個別事業を示した場合に、少額の寄附のために、その事業を数年間行えなかつたりして、寄附者の思いが反映されないことも考えられまして、結果としまして、当市におきましては、その寄附者の思いを翌年度事業に反映させるために、総合計画における5区分のまちづくり事業を指定寄附として定めたところでございます。

それで、現在までの状況ということでございますけれども、12月8日現在まででは31件156万円の寄附をいただいております。内訳としましては、人をはぐくみ地域文化をつくるまちづくり事業として3件の31万円、そのほか特に指定ないものが28件の125万円となっております。また、寄附者の内訳としましては、東京三笠会の会員の方から12件、それから札幌三笠会の会員の方から13件、その他6件ということで、合計31件となっております。

また、このPRにつきましては、市の公式ホームページ、それからふるさと三笠会の会員へのチラシ配布及び総会での呼びかけ、それから広報みかさ、それから市役所、市民センター等のチラシ配布などで呼びかけを行っているところでございます。

今後このふるさと納税の寄附金の活用方法ということでございますけれども、12月末の指定寄附金の残高をもちまして、これを翌年度事業へ活用することと考えております。

この指定寄附金につきましては、指定事業がある場合につきましてはその事業に、それ以外の寄附金につきましては、まちづくりの事業のために活用するというところで、予算編成の中でこの中を検討していきたいと考えております。

また、どういう事業に当てたかという結果につきましては、来年の4月に寄附をいただいた方には連絡をし、それから市のホームページでも掲載する予定でございます。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 齊藤議員。

◎4番（齊藤 且氏） それでは、妊産婦健診のほうから、先ほど部長のほうから答弁いただきましたが、これは10月30日に発表された新経済対策の中の生活者の暮らしの安心の具体的な施策であります、ところがこれは平成22年までの時限立法であり、平成

22年度以降は国のほうもこれは大切なことだと言っておきながら、国のほうは時限立法のために22年以降は保証もされていない。そういうようなことで、私は今このことをやはり真剣になって市のほうも14回、これを訴えることが安心・安全につながるのではないのかな、このように考えて、今回このことを質問させていただきました。

それで、これ別な郷土史の中から、平成3年に本市の名誉市民に推挙された森山豊博士、この博士を若干紹介させていただきたいなと思います。

この森山博士は、明治37年、幾春別1丁目167番地で生誕され、昭和6年、東京帝国大学医学部を卒業以来、一貫して母子保健の研究を続け、昭和17年、妊娠手帳制度が生まれ、戦後の昭和22年母子手帳、昭和40年母子健康手帳として更新され、妊産婦と赤ちゃんの健康の記録として世界からも注目を集めております。実は私もこの母子手帳、これ私のなのですけれども、これも私大事にとってあるのと、この母子手帳のこの制度、それに貢献した博士がこの三笠市の郷土の方だと知ったときには、何か因縁めいたものも感じております。複雑な気持ちで、小さいころは私のこの手帳も大したことは書いてはいないのですけれども、自分がやはり親となったときには、どのような思いで当時の親たちが自分の子供たちを育ててきたのかなど。そんな博士がやはりこの三笠市の出身者であることをすごく誇りに感じました。それで、教育者であった小林市長が小中一貫教育、さらには小学校給食費の無料化、または市政懇談会でも紹介された、ごみから環境問題を考えようなど、全国に先駆けた積極的な取り組みをされてきました。この今までの経過を踏まえて、やはり国が14回が理想だと言っておるこの問題ですので、正直予算的には、三笠市の場合は50人程度の数ですので、そんなには負担にはならないのではないかと、私はこのように考えておりますので、この点のことをよく考慮していただきたいなと思います。

それと、市立病院の問題でありますけれども、私もこの1年間、市立札幌病院、中村記念病院、岩見沢市立病院、また北海道中央労災病院など行く機会もありまして、どの病院も、いずれの病院も予約をとっていたにもかかわらず、数時間待ちのときもありました。また、先ほど述べた病院の中で、手術による医療ミス疑いがあり、入院からわずか3カ月で御主人を亡くされて、そのような方の市民の相談を受けたこともありました。どの病院もどの病院もスタッフの不足や医療体制としては大変深刻な問題ではないかな、このように考えております。ただ、言えることは、やはりまちから病院はなくなっては安心・安全のまちづくりはならないものですから、できる限りこの給食費、先ほど確かに調理師の方々は一生懸命つくられておるといっても、予算の関係だとか仕入れ値の関係によってはどうしても質の問題も出てくるのではないかと、このようなこともありますので、このこともあわせて。

それと、三笠にはほかのまちから患者さんが来ていないのか、また、ふえる要素はないのか、この点、病院側にお聞きしたいと思います。

それと、ふるさと納税についてですけれども、このこともまだできて日も浅いものです

から、なかなかこれからも大変な部分もあるとは思いますが、同じ人口規模と同じ高齢化率の隣の夕張、これ夕張は別格、このようには考えられますけれども、夕張の場合は昨年4月からの幸せの黄色いハンカチ基金、これが1億1,819万円ほど集まっているのと、同じふるさと納税でも1,588万6,000円、三笠市の10倍ぐらいの金額が集まっております。夕張が魅力があって三笠市が魅力がないというわけでは僕はないと思いますので、ぜひとも三笠市から去っていった方々がぜひ我がふるさとを応援したいというような要素は僕はいっぱいあると思うのです。そんなことも考え合わせながら、たくさんの方々に募集かけながら、こんなことに使いたいとか、いろいろと策はあると思いますので、この点もひとつよろしく願いいたします。

答弁あれば聞かせてください。

◎議長（高橋 守氏） この後の答弁につきましては、昼食休憩中に議員会の役員会がありますので、齊藤議員の質問の答弁を保留させていただきまして、昼食休憩に入らせていただきたいと思います。午後1時から開会をさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時58分

◎議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

齊藤議員の質問に対する答弁をお願い申し上げます。

小林市長。

◎市長（小林和男氏） 総括的に私のほうから私の考え方を含めてお話しさせていただきたいと思いますが、まず先ほども佐藤議員のほうからの質問の中にもありましたけれども、法律をつくるということは、やはり法治国家でありますから、国民にひとしくその義務を負わせることになるわけです。当然予算が伴うものについての財政的な裏づけというのは、常に国としてやっていかなければならないと思うのですけれども、どうも最近はどういった財政的な裏づけが全くなしに、法律だけが先行して動いているというのが顕著に見られるというふうに私も思っているわけです。

特に今回、今御指摘がありましたように妊婦さんの健診ということについて、最高14回ですかということで、これは本来無料化すべきではないかというふうに御指摘もございますけれども、御承知のように、妊婦健診というのは、私は一般的に考えていたのは、まず普通の病気の検診とは文字が違う。つまり妊婦健診の健診の健は、健康の健なのです。それから、一般に腹痛いとか頭痛いときに検査する診てもらうのは検査の検ですから、もう基本的に違う。つまり妊婦というのは病気でないということなのです。

だから、母子ともに健全に成長しているのかということ近代国家の中で作り上げていったのが、先ほど御指摘にあった森山豊先生がそうだということで、ずっとあの方は死ぬまで日本母子協会の会長さんも務めて、私も若干今インターネットを開いて調べてみたのですけれども、実はこの森山先生の遺志を継いで、現在もその健診であられる医学的

な検査の結果、いろいろ潜在的に持っている病気がこの妊婦健診の中で出てきているということ。例えば具体的に言えば、そういう検査が今までない場合には知的障害とか小頭症とか心臓奇形など、そういうものを伴う新生児が生まれてくるというようなこと等がやっと確立されて、これはそういう意味では森山先生の考えてきた、今日までやってきた、そして後輩に引き継いできたということは、私はやっぱり高く評価される。しかも、この大会には秋篠宮様をはじめ、厚生大臣、それから全国医師会の会長を含め、そうそうたるメンバーが集まって毎年東京で開かれているわけです。そこでいろいろな記念講演があったりなんかしているわけですから、まして日本の国を今後とも健全に子孫を残していくためには、やはりこの妊婦健診というのは、絶対欠くことのできない国家的な事業として考えるべきだというふうに思うのです。それが、結果として地方にしわ寄せするようなことであるとすれば、私はやはり本腰を据えた日本の将来を考えた政治ではないのではないかというふうに非常に思っているわけであります。ぜひ私どももこれからそうしたことに對して、改めて今回も機会を通して学んだことが多くございますので、これからも前向きで努力していきたいものだと、こういうふうに思っております。

現在14回やっているところも調べてみましたら、福井県の越前市がやっているわけでありまして、ここでは第1子と第2子は5回分、第3子以降は14回負担してやっている。ただし、5,800円以上を超えた分については自己負担と、こういうふうな書き方をしておりましたけれども、いずれにしてもそうしたことから、やはりこうしたことをやることは大切だし、大きな意味があることだと思っておりますので、ぜひこういったことは続けていただきたいと思っておりますけれども、交付税に算入されたといっても、総枠の交付税が減っていつているわけですから、何もやっていないのと同じということにならざるを、我々から見れば思わざるを得ないわけでありますので、そういうところを何とかやるように考えていきたい。

しかし、統計的にまた見ますと、それでは私たち生まれた時代はどうだと、私1935年生まれですから、昭和10年生まれです。私を頭にして上に4人、私を含めて下が4人と8人兄弟の5番目ですけれども、私の記憶ではおふくろが病院にかかったという記憶はないのです。ただ、うちの私ごとを申し上げてこういう公式の場で大変なのですけれども、妊婦さんがいた場合には、やはり赤ちゃんがおなかにいるわけですから、食べれと、とにかく2人分なのだと。そんな太ることを気にしないでどんどん食べれというのが母親が娘に対する指導であり、嫁に対する指導であったというふうに思っておるのです。だからこそ健康な赤ちゃんが生まれてきているわけですから、産婆さんの時代と現代では、それでは出生率が大きな違いがあるかといったらないのです、ほとんど調べてみますと。

ですから、そんなことを考えますと、なぜ今こういったものがあるかという、これはやっぱり時代の流れなのでしょう。妊婦でもやせてなければならんとか、あるいはスマートでないと減食したりなんかしてやせることに努力して、その結果的にみずから子供を不幸にする場面が私はないとは言い切れないのではないかなというふうに思っておりますか

ら、そういう意味からしますと、結婚前あるいは結婚後の妊婦の指導、まさに成人教育のあり方というものも、やはりきちっとこれは文部省と、あるいは厚生労働省とで考えなければならぬ問題だなというふうに思っております。私も機会あるごとに話してみたいなと思っております。

それから、病院の問題で私ども今一生懸命関係者として今皆さん方の御期待に添うよう努力している最中でありますので、いずれ皆さん方に御相談申し上げなければならぬ時期がそんなに遠くないうちに来ると思いますけれども、そんなことを含めまして、病院の給食のまずいということがあるのですけれども、本来給食はまずいのです、やっぱり。だって、塩分多いのが好きな人は糖尿になるから塩分減らせということになるわけですから、これは口当たりは悪いですよ。ですけれども、それは治療の一つとしてあるのです。私も外科、整形外科で2カ月ほど入院しましたけれども、大変おいしくて、むしろ足りないくらい、本当に病院の食事はおいしいなと思って、私はもちろん整形でありますから、時間が来れば治るのですから、運動不足にならないように朝晩には病院の中を歩いたりなんかしました。そういうせいもあるのでしょうけれども、そういうことで、やはりレストランか何かそういうところで食べるものと一緒にされたのでは、これはたまったものではない。やはり治療の一つだというふうに認識してもらわないと私は困る、患者自身も意識改革してもらわなければならぬというふうに思っておりますので、そういう意味で病院等についても先ほど局長のほうから答弁させていただきましたけれども、治療の一環だということをやったり患者さん方にも知ってもらおう努力はしなければならぬのかなと、そんな感想を持ちました。

いずれにしても、御指摘の点については、私どもとしてはいいものについては積極的に取り組む。しかし、その裏づけもやはりなしでただ口だけで言っているのでは意味がないわけですから、優先順位を考えながら取り組んでいきたいなと、このように考えております。

以上、総括的に答弁させていただきました。

◎議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） 妊婦健診のことでもう一言申し述べさせていただきたいと思えます。

今、市長のお話にもありましたように、本当に国のほうが財政的な裏づけをしないまま非常にいろいろと動き出してくるということでは、非常に困惑しております。先ほど申し上げました約790億円という予算も、これは議員おっしゃるように、時限立法ということでいけば、一時的な対応にしかならないと。しかし、妊産婦さんというのは、その2年だけではなくてその後もずっと出てくるわけですから、当然これはやはり国としてきちんとした対応していただくべきだと思うのです。ですから、私ども機会を見つけて国のほうにこういった財政的な措置もきちっと対応していただくように要望できればと、してまいりたいというふうに思っておりますし、反対に議員さんの皆様も、それぞれの組織等通じ

て要望していただけるようなことがありましたら、ぜひ御協力をお願いしたいなと思います。

それと、そういったことも含めて、内部でも十分議論して対応を考えてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

◎議長（高橋 守氏） 吉田病院事務局長。

◎病院事務局長（吉田正幸氏） そんなに私どもまずくないと思っていますが、これは日々研究して、本当に患者様に全部食べていただけるようにということで給食スタッフ等々もやって、食べていただくという感謝の心を持ってやっていきたいなというふうに思っています。

それと、市外の患者さんなのですが、外来においては大体3%が市外の方と。入院の方はもうちょっと上がって8%から10%。これは精神科の患者さんがほかの病院、閉鎖したことに伴って、そのままその地域の生保を受けて来ているということで、市外の方が10%ぐらいいるということで、大体うちの流れとしては、僕前にいたときからの流れでは、そういうぐらいのことです。

それで、もっともっとふやせないのかということで、給食だけでふやすのはちょっとあれなのですが、今、広域化ということでは、岩見沢、美唄、三笠、そのほかに北村とか岩見沢ありますけれども、とりあえず、1自治体に病院が一つ、小さい民間の病院もあります。市として話し合える場面が一番多いのは三笠ではないかなというふうに考えております。美唄については民間の大きいところがあったり、労災あったり、市立あったりということがありますので、市としての体制としては岩見沢と話し合いができるのは一番条件が整っているのではないかなというふうに考えております。

それで、現在、保健所が事務局になってそういう広域化の話ということになっておりますが、これについては首長、院長が一堂に会して会議をやったということにはまだまだなっておりません。そういうことでは、事務局長段階、私と岩見沢市立、労災、このあたりで本当に真のといいますか、院長なり市長たちですと、それぞれの立場がありますので、私どものレベルで急性期の本当に重篤な人たちはそちらのほうにお願いして、それを脱した場合にはこちらにいただくというようないろんな意見、私も今までやってきて持っておりますので、そういうところで提案申し上げて、なるべく人口等々も減っておりますので、そういう市外から患者さんに来ていただけるような広域化、機能分担ということを提案なり、本当に案をフリーの立場でそういう意見を申し上げたいなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 森原総務部長。

◎総務部長（森原 裕氏） ふるさと納税の関係でございますけれども、夕張のお話もありましたけれども、夕張は財政再建という部分でありますので、他の市町村とはちょっと比較にはならないかと思っています。

それで、このふるさと納税がスタートしまして、道内的、全国的にも当初考えていたほどには何かいていないような状況にあります。それで、聞くところによりますと、当初の試算では道内で約80億円ぐらいが流れ込んでくるのではないかというお話もありましたけれども、現状ではこれが2億円程度にとどまっているということでございます。それで、景気がこのような状況になってきましたので、さらに厳しく影響も出てくるのかなと思っております。

三笠としましては、6月に基金創設したときには、75万円ほどの予算を当初計上いたしましたけれども、先ほどちょっとお話ししたように、今回補正をいたしまして、160万円を見込んだところでございます。今後ともPRをして、より多くの方に寄附をいただけるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 齊藤議員。

◎4番（齊藤 且氏） 市長のほうから総括的な答弁いただきまして、ありがとうございます。

それで、妊産婦健診のほうも市長言われるように、私もやはりその本人自身の問題ではないのかなとは思っております。やはり我が子が生まれるのですから、その健診をするのは当たり前の話で、それは当然なことではあるとは思いますが、今、日本全体がこのように景気の低迷する中、若い新婚の親たちが子供を産むことがいかに困難な時代なのか、健診も受けないで飛び込みの妊婦さんがいて、それがたらい回しに遭ったり、また医療体制も、大きなまちであろうとも先日も妊産婦さんが亡くなったりだとか、こんなようなことも悲しい現実だと思うのです。

それで私も午前中のときに、この母子手帳なのですけれども、大したことは書いていないのではないかなと思うのですけれども、自分自身の記録、これから男の子か女の子かわからない記録を自分の親や周りの方々、周りのいろんな方々がつけてくれているこの記録ということは、非常に自分が大事にされているのではないのかなというか、そんなような気持ちが強く思うのですけれども、今現在のそうしたら社会一般的に考えたときに、余りにも親子の事件があったりだとか、こんなこともやはり社会全体で持って支え合うということもひとつ大事なことでないのかなと思っております。

それで、残りの14回、これをいち早く、財政的なことももちろんあります。ありますけれども、給食費の無料化、このことも日本全国に考え方の物議を醸したことだと思っております。そして、小学校の給食費の無料化がこれインターネットのウィキペディアというのですか、これにもしっかりと北海道三笠市が給食費無料化とこんなことも載っているのと、そんなことも事実もありますので、本来国がやらなければだめなことで、これも重々わかっているつもりでおりますし、そのような日本の経済状態がよくなることを願っております。ただ、今現在は厳しい状態なので、できるだけその方々を応援できるような体制をいち早く三笠市が打ち出すことが僕は必要なことではないのかなと思っております。

ので、この点もよろしくお願いいいたします。

それと、病院給食についてですけれども、僕は決してまずいまずいと強調しているつもりは毛頭ないのです。それは当然患者さんですので、病院食というのはしっかりと第三者の専門の方がやるのは当然なことなのですけれども、これもインターネットのウィキペディアに載っている入院の食事療養費ということでちょっと読みたいと思いますので、入院時食事療養費は2種類が存在し、早い話1日1,920円が給付されている。それで、この届け出によっては1,520円の給付であったりするので、これも改正されて、1食当たり640円に改正された。このように、つくり手の場合、一生懸命おいしいものを患者さんに適したものをつくりたいと思っても、予算的なことがあれば、これはなかなかおいしいものでないのかなと思っております。

それで、病院が今後赤字になっていけば、一般会計のほうからもこれは当然応援することも考えられますので、食事のことも応援できないのかなと思ったり、皆さんでやはり工夫しながら、私も実は入院した経験も持っています。岩見沢の病院で入院したのですけれども、決して食事はおいしいとは思いませんでした。それと足りなくなるから自分でも今度買ってきて食べている。これがいいか悪いかは別ですけれども、それほどやはり病院食というのは、重きを置かないのかなと思ってもおりますけれども、食べることによって健康を維持していく、治していく、これは僕は非常に大事なことでないのかなと思っていますので、この発想の転換の意味において、決してまずいまずいというようなつもりは毛頭ないです。その発想を変えるような仕組みもこれからできないのかな、こんなことも思っております。

それと、ふるさと納税に関しては、先ほど総務部長から答弁あった一番最初の答弁でも、夕張市は別格みたいな発言なのですよね。私はそこに一つの壁があるような気がするのです。決して夕張だから別格ではなくて、三笠だってそれに負けないような発想でいかなかったら、最初から別格ではなく、別なような観点から、発想の転換から何とか三笠も、三笠市だったら応援したいよというような、そんな声が全国的からわき起こるようなことも僕はあると思うんです。そんなことも皆さん方に検討しながら進めていっていただきたいことをお願いして、何か答弁あればお願いいいたします。

◎議長（高橋 守氏） 西城副市長。

◎副市長（西城賢策氏） お話しいただいて、先ほど来何人かの方にもお話しいただいたのですが、市長も最初に申し上げたように、最近はともかく政策制度がきちっとなくなって、政策だけでできて制度が非常にいいかげんだと。だから、今の定額給付金に関しても、最新のものを読みましても全然決まっていけないのです、中身が。これからこれは決めるとか、これから検討するとか、これはよく意見を尊重して考えるとか、はっきり言って僕らのところに今来ているのは全くそんなものばかりです。そこにさらに加えて、別のものも今出てきつつあります。これもまた内容的にはまだまだという感じで、ましてやこの妊婦健診のものも、市長もさっき言いましたように病気ではないということから、とも

かく国と市町村で2分の1ずつという、ふやしてもそう考えるのだと。都道府県どこに行ったのよという感じですね。しかも国の金額も非常に低いと。こんなことをやっていて、市町村に負担すれ負担すれ、市町村も考えれといっても、これはもう論外だなと。率直に印象として市長や僕は思っているということなのです。やっぱりそこは先ほど澤上も申しあげましたように、制度をきちっとしていただくということをまずそれぞれの組織を通じて言わなければだめだなと。今の国の状態はどうなっているのだろうかというほど思っています。これは完全にリーダーシップを失っているというしかも言いようがないと思うので、そのところはきっと皆さんも同じように感じていただけていると思いますけれども、お話しいただくことについてすべて大体そういうようなことが言えるのかなと思います。

なお、財政的なことで、今のふるさと納税のこともあるのだろうと思いますから、ちょっとあれですけども、財政で言いますと、今先ほどの答弁の中で、実際に税収その他で大きく影響することはかなり考えにくいだろうと森原部長のほうから申しあげまして、ただ交付税がすごく心配だと。地財計画の中でも、それから最近打ち出された考え方の中でも21年度はマイナス3.9%という指針も出ています。これでいくと1億3,300万円という影響なのですが、これをちょっと頭に入れていただいたらいいと思いますけれども、この4年間で三笠市が備荒資金に積み立てた金額、年平均1億3,700万円です。だから、今の三角3.9というのは、それに全く匹敵する金額ですね。だから、今まではこの4年間ぐらい、でこぼこはあっても何とかそのぐらいは積んでできましたけれども、それを積む金が今度は生み出せるかどうかということ。さらに、そこに市立病院の問題が大きく覆いかぶさってきて、これがまたさらに問題があると。これどうやってやるのだと。今、全職員呼びかけて、何とかいろんな工夫をして、市民サービスを下げない範囲で何とか金額を出せないかと、5億円を我々の力で生み出せないだろうかと、実は職員内部で運動をさせていただいております。これがある程度きちとなれば、少しは先の見通しがつくのかなというふうに思っておりますけれども、これができるかどうか、この5億円の生み出しというのは、今年度20年度、21年度、22年度で、何とかこの3カ年で生み出そうということを今やっております、どこまでできるかどうかわかりませんが、そういう苦労があると。ましてや先のことを考えれば、今回御承知のように、健全化比率では30%という考え方が出されて、今は40%ですけども、それが下がってくると。そうすると、まず30%ないと心配なのです。僕も若いころ本当にそう思いましたけれども、炭鉱がちょっと事故を起こしたり、何か閉山になるとか騒がれると、もうその瞬間に市の職員は今度はあと何名減らされるのだろうか、希望退職なんだろうか、だれかカットされるのだろうか、そんなことばかり考えていたのです。そういうのが今ようやくなくなってきたと思ったら、今度はこんなことだと。

ですから、この30%、それに財政調整資金というのはどこも、例えば私どもは備荒資金しか持っておりませんが、岩見沢ですと両方、財政調整基金と備荒資金と合わせ

ますと68億円持っているのです。もううちと比べたらどうなのだろうかという金額を持っていて、それでも安心してられないような状況があるということですから、それからいうと、我々はもうよほどしっかりこのまちを守っていくためには、やっぱり今はある程度力を何とか蓄えるときなのだろうと思っておりまして、それに向かってやると。その意味では、御提言いただいているふるさと納税は極めて大事なところで、考え方が分かれるので、総体的なまちづくりか今議員がおっしゃられるようにここに集中して、ここに何とかアピールしてもらったらどうかというのもあって、ただはつきり申し上げて、相当程度ふるさと会やなんかにもかなりのアピールをそれぞれの所管でやってもらっています。

ことは特に東京20周年だったので、関係部長たちも行っていたいて、それぞれの口からしゃべっていただいて、そういう投げかけやっていますけれども、そのおかげで、過日新聞ごらんになったと思いますけれども、今、道内の状態ではもうあちこちそういう努力はされていても、例えば美深町はいまだにゼロだとか、名寄市でも2件で10万円しかない、上ノ国は8件で19万円だとか、たまたま小樽とか夕張はそういう今御指摘のように特殊事情と思うなということはありますが、これはやっぱりかなり特殊事情があると思います、僕らの見方では。旭川でも200万円と今言っています、士別はいろいろ工夫なのでしょうけれども、1万円以上の寄附者にジンギスカンの肉やアスパラなどの特産品を詰め合わせたものを送るとかというようなことで、結局、金結構かかっているわけです。

だから、そういうようなことをやっていますが、今の状態ですから、うちが当初75万円から今156万円というのは、非常に成果が上がっていると。それがうちの大半はふるさと会の方々が大変な気持ちで私どもにいただいているということですから、当初ふるさと会に、東京に行きましたときも、私のほうからもお願い申し上げたのですけれども、役員の皆さんには決してたかる気持ちはありませんと。まず、そこを申し上げなければならぬのです。やっぱりたかろうたかろうでは問題あると思いましたので、決してたかる気持ちはないけれども、ふるさとにもしも一部でもお送りいただけるのなら、大変ありがたいというお話を申し上げて、ですから今のところ、うちのまちとしてはトータルで、向こうの方々も皆さん財政的に非常に厳しいということは十分御承知ですから、あれすれこれすれとは言わないと。しかも、それを目的指定しますと、それが目的達せられるような金ができないと使えないわけです。5年10年かかってあなたのやつが今こうなりましたということになってしまうものですから、それよりは今のまちづくりに御協力をいただきたいのだというお話も当時もさせていたいただきながら、申し上げたことがあります。すべてそのことでこうなっているということではないと思いますけれども、今のところちょっと状況をごらんいただいて。

ただ、最後に申し上げたいのですけれども、ふるさと納税というシステムはここ一、二年、二、三年のものだと。あとももちろん制度は残っていくと思いますから、それはそういうケースがあれば使うと思いますけれども、しかしこの盛り上がりといったって、毎年毎

年毎年私どもにそうしますよという、自分の住んでいるところも皆さん大切なわけですから、そこら辺も僕ら行政としては余り大きく期待しない中で、やってくれるのはありがたいというふうな見方をしていかなければならないのかなど。もちろんその獲得のためには努力いたしますけれども、そんなことも申し上げておきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 齊藤議員。

◎4番（齊藤 且氏） 副市長からの最後の答弁で、私も大体は理解はできてはいるつもりで。ただ、できるだけ三笠のこの文化、自然、そのようなものを生かした、実際にそのような声もあったものですから、三笠から離れていった人、さすが三笠市を応援したくなるなど、こんなことをやはり議会、行政、市民の方々と一緒になって期待申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（高橋 守氏） 以上で、齊藤議員の質問を終わります。

これもちまして、通告のあった質問はすべて終了いたします。

◎日程第5 例月出納検査報告について（監報第4号）

◎議長（高橋 守氏） 日程の5 監報第4号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、監報第4号例月出納検査報告については、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第20号から報告第22号までについて

◎議長（高橋 守氏） 日程の6 報告第20号から報告第22号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問に入ります。

初めに、報告第20号議会運営委員会所管事項調査報告について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、報告第21号総務経済常任委員会所管事項調査報告について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですので、次に、報告第22号民生建設常任委員会所管

事項調査報告について。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) ないようですので、報告第20号から報告第22号までについては、報告済みといたします。

**◎日程第7 報告第23号 まちづくり活性化調査特別委員会
報告について**

◎議長(高橋 守氏) 日程の7 報告第23号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇報告願います。

(まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇)

◎まちづくり活性化調査特別委員会委員長(谷津邦夫氏) 平成19年第1回臨時会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成20年第3回定例会で報告した以降の調査結果を御報告いたします。この委員会は議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、第3回定例会以降、11月21日に開催の委員会では、「サンファームエリア再開発事業について」提示のあった資料をもとに調査を行いました。

主な調査内容としまして、温浴施設について、二つにパークゴルフ場の実績について、三つに屋外売店棟の実績について調査し、各委員からの質疑と行政からの資料説明と答弁があり、調査を終了しました。

以上をもちまして、本委員会の調査結果について御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

◎議長(高橋 守氏) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第23号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みと認めます。

**◎日程第8 認定第1号から認定第8号までについて(委報第
6号)**

◎議長(高橋 守氏) 日程の8 委報第6号認定第1号から認定第8号までについてを一括議題とします。

本件は、9月26日第3回定例会で特別委員会に付託したものであり、委員長より審査

報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会、藤浪委員長、登壇報告願います。

(決算特別委員会委員長藤浪成憲氏 登壇)

◎決算特別委員会委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議において付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、「認定第1号から認定第8号まで」の決算認定8件であり、以下御報告申し上げますが、その審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が委員となり審査を行っておりますので、省略させていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきたいと思っております。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても、省略させていただきたいと思っておりますので、御了承賜りたいと思っております。

それでは、御報告いたします。

「認定第1号平成19年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について」「認定第2号平成19年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第3号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第4号平成19年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第5号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第6号平成19年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第7号平成19年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」「認定第8号平成19年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について」は、特段の討論もなく、認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定第8号平成19年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定についてに対して5名の委員から成る附帯決議の提案があり、その内容は地方公共団体財政健全化法の施行により、平成20年度決算から自治体の健全化が比率によって判断されることとなり、平成19年度決算状況からは病院事業会計の資金不足比率が唯一懸念される。

病院を取り巻く医師不足、診療報酬引き下げ、人口減や本人負担の増加による患者数の減少など、非常に著しい経営背景は十分に理解しているが、平成15年度の自立決意に基づき、市民が健康で安心して過ごせるまちづくりを推進するため、市議会としても市立病院の経営には重大な関心を持つとともに、その経営内容を憂慮している。そのような状況において、平成21年度から実行される病院改革プランの策定に当たっては、職員各位の熱意により、聖域なき検討を加え、改革プランの確実なる実行性に十分配慮し、一般会計の健全化とバランスのよい財政調整を図り、病院の健全な運営について努力されることを要請し、本認定案に対する附帯決議とするものであるとの内容であり、全会一致をもって決議いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告させていた

だきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、認定第1号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、認定第2号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に、認定第3号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですので、次に、認定第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、認定第5号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、認定第6号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、認定第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 最後に、認定第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、認定第1号から認定第8号までについての質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

初めに、認定第1号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号平成19年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第2号平成19年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第3号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第4号平成19年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第5号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第6号平成19年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第7号については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第7号平成19年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

最後に、認定第8号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

認定第8号平成19年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第9 議案第66号から議案第69号までについて

◎議長（高橋 守氏） 日程の9 議案第66号から議案第69号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第66号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定から、議案第69号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第66号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員事務局の増員を図ることから、職員の定数について必要な改正を行うものであります。

改正内容は、監査委員事務局の職員定数を1人増の2人とし、市長事務局の職員のうち一般部局に属する職員定数を1人減の103人とするものであります。

施行期日は、平成21年1月1日ですが、改正後の規定は平成20年10月1日から適用するものであります。

次に、議案第67号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、控除の対象とする寄附金について市町村が条例により定めることとなったことから、当市の実態を踏まえ、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、現行の地方公共団体、共同募金会及び日本赤十社に加え、当市で事業を行う学校法人及び社会福祉法人に対する寄附金を新たに追加するものであります。

施行期日は、平成21年4月1日ですが、平成20年1月1日以後の寄附金から適用するものであります。

次に、議案第68号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の給付額について加算措置を追加するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、産科医療補償制度に加入する分娩機関において出産した場合、出産育児一時金に3万円を加算し、現行35万円の給付額を38万円とするものであります。

施行期日は、平成21年1月1日であります。

最後に、議案第69号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、高美町、堤町、榊町及び宮本町団地の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、高美町団地の規定を削除するとともに、堤町団地等について戸数等の規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成21年1月1日であります。

以上、議案第66号から議案第69号まで、一括して提案説明いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第66号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第67号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、議案第68号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですので、最後に、議案第69号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号については、総務経済常任委員会に付託し、議案第68号及び議案第69号については、民生建設常任委員会に付託します。

**◎日程第10 議案第70号 三笠市過疎地域自立促進市町村
計画の一部変更について**

◎議長（高橋 守氏） 日程の10 議案第70号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） 議案第70号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案説明申し上げます。

今回の変更は、平成20年度の事業として、サンファームエリア再開発に伴う整備、みかさ遊園の整備並びに道路改良整備を実施するに当たり、財源として有利な過疎債を適用することに伴い、現計画の一部変更を必要とするため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第70号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、総務経済常任委員会に付託します。

◎日程第11 議案第71号から議案第76号までについて

◎議長（高橋 守氏） 日程の11 議案第71号から議案第76号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長（小林和男氏） 議案第71号平成20年度三笠市一般会計補正予算（第3回）から、議案第76号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第71号平成20年度三笠市一般会計補正予算（第3回）についてですが、今回の補正は、既定予算額9億843万6,000円から、4,355万8,000円を減額し、予算の総額を9億5,487万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。主なものを説明いたしますと、総務費では、住民訴訟の判決確定に伴う弁護士報酬と、新規電算システムにおいて業務の効率化を目的としたシステム改修費を措置するとともに、地域再生チャレンジ交付金の採択によって発生する一般財源を備荒資金組合へ超過納付するほか、公債費負担適正化計画に基づく減債基金への積み立てと、指定寄附による目的基金への積み立てを行うものであります。

また、新たな行財政改革として、確定申告に関連する業務を民間委託するため、必要な経費を措置するものであります。

民生費では、昨年度に引き続き灯油価格等の高騰により、特に影響が考えられる高齢者等の低所得者世帯に対し、負担軽減対策として行う福祉灯油助成事業に、必要な経費を措置するものであります。

衛生費では、国が創設した地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度を活用し、市立三笠総合病院の医療体制の充実を図るシステム整備を行うため、その交付金相当額を病院事業会計負担金として措置するものであります。

土木費では、道路橋梁新設改良事業と市営住宅建替改善等事業等について事業費の整理に伴い減額するものであります。

消防費では、消防防災への寄附金について、予算整理するものであります。

教育費では、北海道教職員組合による訴訟の判決確定に伴う弁護士報酬を措置するものであります。

また、各款にわたり石油燃料価格の高騰による燃料費について増額するほか、事業費等の執行に伴い、予算整理をするものであります。

一方、歳入については、事業費整理に伴う国庫支出金や市債など、歳出関連の特定財源4,778万円を減額するほか、不足する一般財源については、前年度繰越金の一部を計上するものであります。

継続費の補正については、榊町団地建替事業費の執行に伴う整理を行うものであります。

債務負担行為の補正については、新たな行財政改革として平成21年4月より実施予定である住民票交付業務等委託費と市営住宅管理業務等委託費のほか、平成20年度から実

施した観光イベント委託費について、それぞれ円滑な運営が図られるよう早期に取り組む必要があることから追加するものであります。

地方債の補正については、対象経費の執行に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第72号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、既定予算額20億3,959万円から、2,185万6,000円を減額し、予算の総額を20億1,773万4,000円とするものであります。

まず、歳出であります。後期高齢者支援金の交付決定に伴い、1,132万6,000円を減額するほか、公債費等の整理に伴い、1,053万円を減額措置するものであります。

一方、歳入であります。療養給付費等負担金の概算交付に伴う国庫支出金1億751万8,000円の増額及び前期高齢者交付金の概算交付決定に伴う1億7,230万4,000円を減額するとともに、前年度一般会計繰入金の精算に伴い、2,434万6,000円の不足が生じたため、この減額分と一般財源不足分を合わせて6,727万6,000円を国民健康保険基金から取り崩すものであります。

次に、議案第73号平成20年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、既定予算額13億9,025万4,000円に160万6,000円を増額し、予算の総額を13億9,186万円にするものであります。

まず、歳出であります。人事異動に伴う職員給与費の増額分として158万4,000円、また介護給付費準備基金への利子積み立てとして2万2,000円をそれぞれ計上するものであります。

一方、歳入であります。介護給付費準備基金利子分として2万2,000円を計上するとともに、職員給与費分の増に伴う158万4,000円については、一般会計からの繰入金として計上するものであります。

次に、議案第74号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、既定予算額11億6,163万4,000円から3,152万8,000円を減額し、予算の総額を11億3,010万6,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費については、人件費全般の予算整理に伴う1,016万6,000円を減額し、下水道費については受益者負担金前納額の増加に伴う前納報奨金5万3,000円を増額するものであります。

一方、歳入であります。下水道使用料について業務用使用水量の減少に伴い1,000万円を減額するほか、繰入金は一般会計繰入分及び基金繰入分を歳入調整等として1,716万円を減額して措置するとともに、諸収入及び市債は、予算整理に伴い措置するものであります。

地方債については、歳入補正に係る限度額の整理を行うものであります。

次に、議案第75号平成20年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。まず収益的収入支出における収益的収入については、業務用使用水量の減少により、給水収益を2,721万1,000円に減額するほか、人事異動に伴う下水道会計負担金212万5,000円を減額するものであり、収益的収入の総額を3億791万9,000円とするものであります。

一方、収益的支出については、事業費16万円、総係費2万円を増額し、原水及び浄水費23万2,000円、配水及び給水費55万1,000円、人事異動に伴う職員給与費342万4,000円等を予算整理によりそれぞれ減額し、収益的支出の総額を3億3,020万2,000円とするものであります。

この結果、収益的収入支出差し引きによる損益額は2,228万3,000円の損失になる予定であります。

また、資本的収入支出であります。資本的収入については、建設改良費等の整理に伴い、工事負担金198万円を増額し、資本的収入の総額を2億1,778万円とするものであります。

一方、資本的支出については、入札執行により建設改良費全般で1,542万円の減額整理を措置するものであり、資本的支出の総額を3億7,602万4,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は1億5,824万4,000円となり、これに伴う補てん財源として当年度消費税資本的収支調整額664万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億5,160万円を補てんするものであります。

次に、企業債については、歳入補正に係る限度額の整理を行うものであります。

最後に、議案第76号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正予算は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した一般会計からの負担金等により、患者サービスの充実に向けて医療用機器備品を整備するものであります。

その内容は、診断と病院経営の効率化を進めるとともに、医師確保の視点から客観的な評価の向上を図るため、レントゲン画像を電子ネットワーク化する画像診断ネットワークシステムを導入するほか、新型インフルエンザの発生対策として人工呼吸器と防護具を整備するものであります。

この結果、収益的収支と資本的収支を合わせた内部留保資金の状況は、4億4,171万1,000円の資金不足となる見込みであります。

以上、議案第71号から第76号まで、一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第71号平成20年度三笠市一般会計補正予算についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) ないようですから、次に、議案第72号平成20年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) ないようですので、次に、議案第73号平成20年度三笠市介護保険特別会計補正予算についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 次に、議案第74号平成20年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) ないようですので、次に、議案第75号平成20年度三笠市水道事業会計補正予算についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) ないようですので、最後に、議案第76号平成20年度市立三笠総合病院事業会計補正予算についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第71号については、総務経済常任委員会に付託し、議案第72号から議案第76号までについては、民生建設常任委員会に付託いたします。

**◎日程第12 「認定第8号 平成19年度市立三笠総合病院
事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する
附帯決議(決議案第1号)**

◎議長(高橋 守氏) 日程の7 決議案第1号「認定第8号平成19年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する附帯決議を議題とします。

本件については、扇谷議員ほか4名の共同提案にかかわるものであり、この際提出者を代表し、扇谷委員から提案理由の説明を求めます。

扇谷議員、登壇説明願います。

(11番扇谷知巳氏 登壇)

◎11番(扇谷知巳氏) ただいま上程されました「認定第8号平成19年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する附帯決議につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

地方公共団体財政健全化法の施行により、平成20年度決算から自治体の健全化が比率によって判断されることとなり、平成19年度決算状況からは病院事業会計の資金不足比

率が、唯一懸念をされております。

病院を取り巻く医師不足、診療報酬引き下げ、人口減や本人負担の増加による患者数の減少など、非常に厳しい経営背景は十分理解しているが、平成15年の自立決意に基づき、市民が健康で安心して過ごせるまちづくりを推進するため、市議会としても市立病院の経営には重大な関心を持つとともに、その経営内容を憂慮しております。そのような状況下において、平成21年度から実行される病院改革プランの策定に当たっては、職員各位の熱意により、聖域なき検討を加え、改革プランの確実なる実行性に十分配慮し、一般会計の健全化とバランスのいい財政調整を図り、病院の健全な運営について努力されることを要請するものであります。

以上、決議する。

平成20年12月10日。

北海道三笠市議会。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

本案については、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

決議案第1号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

決議案第1号「認定第8号平成19年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する附帯決議は、原案のとおり可決されました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（高橋 守氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日12月11日から12月18日まで8日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

12月11日から12月18日まで、8日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） 本日は、これもちまして散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 2時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員